

静岡県告示第14号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年1月10日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月10日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
修善寺天城湯ヶ島線	伊豆市日向字公栗山980番の3地先から 伊豆市佐野字上之田422番の5まで	令和5年1月11日